

## 焼津市上下水道料金システム用ハードウェア機器等調達業務特記仕様書

### 第1条 目的

この仕様書は、焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託における、焼津市上下水道部水道総務課（以下「市」という。）による、上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）用ハードウェア機器等一式の調達について、ハードウェア機器等の調達業務、据付作業、及び必要となる所要の設定を実施し、ネットワーク環境を含む、運用に必要な構築を行う業務に必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 設置場所

本業務で導入する料金システム用ハードウェア機器の設置場所は、以下のとおりとする。

- (1) 静岡県焼津市柵原 20 番地の 1 焼津市役所 水道庁舎内 上下水道部 水道総務課
- (2) 静岡県焼津市柵原 20 番地の 1 焼津市役所 水道庁舎内 上下水道部 水道工務課
- (3) 静岡県焼津市柵原 20 番地の 1 焼津市役所 水道庁舎内 上下水道部 下水道課

### 第3条 納入条件

本業務で導入する機器等は、市が委託する水道料金等検針収納業務において使用する料金システム用に調達するものであり、これらのシステムが正常かつ確実に動作しなければならない。

### 第4条 機器等の条件及び仕様

- (1) 市が料金システム用に使用するパソコン、周辺機器、及び料金システムの稼働に必要となる機器等は、すべて委託業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が用意し、本業務委託期間中は、市へ無償貸与すること。
- (2) 市が使用するパソコン6台及び周辺機器を調達し、設置すること。
- (3) システムがレスポンス良く十分に動作する仕様を満たすこと。また、導入後最低5年間は、著しい陳腐化がないよう配慮すること。
- (4) システム稼働後に著しくレスポンス低下が発生した場合には、受託者責任とし、機器増設を実施すること。
- (5) 市が使用するパソコンのメモリ（RAM）容量は、8GB以上とすること。
- (6) パソコンのOSは、Windows11 Pro を搭載し、Office ソフト（Word, Excel）がプリインストールされたものとする。その他データベースソフト等は、オープン化・標準化に十分耐えうるスタンダードなものを採用すること。また、構築途中で陳腐化することが無いよう実績があり、かつ将来においてもその発展が見込まれるものであること。
- (7) 市および受託者が利用するパソコンには、下記ソフトをインストールすること。なお、ソフトのライセンス費用及びインストールソフト等は市が負担及び提供するものとし、インストール作業及び作業費用は受託者が実施及び負担するものとする。
  - ① SKYSEA Client View（資産管理ソフト） …パソコン調達台数分
  - ② TRSL ウィルバスターコーポレートエディション PLUS …パソコン調達台数分
- (8) パソコン用モニターは、受託者が別途調達する料金システムのディスプレイ解像度に対応したものとすること。

- (9) 納付書打ち出し用の高速プリンターを1台以上用意すること。なお、印刷速度は1分間70枚以上とする。
- (10) シーラー圧着機を1台用意すること。
- (11) 料金システム稼動に必要な周辺機器（ネットワーク機器等）を用意し、環境構築を行うこと。
- (12) 料金システム稼動に必要なソフトウェア等とそのライセンスを用意すること。

#### 第5条 業務の範囲

- (1) システム環境の事前調査（当市の情報システム担当との調整を含む）、必要な機器の納入、セットアップ、専用回線の用意（回線に工事等が必要な場合は、その費用を含む）
- (2) 機器納入後の保守及び支援
- (3) 旧料金システムの機器入れ替え時の撤去、廃棄処分及びシステムデータ消去
- (4) 契約終了時の事務引継及びデータ作成業務
- (5) 契約終了後の機器の撤去及びシステムデータの消去
- (6) その他機器に関する業務

#### 第6条 データセンターの設備

- (1) データセンターの設置場所は、標準貫入試験等により強固な地盤な立地である事が証明されていること。
- (2) データセンターは、地震等に対する災害対策を講じた施設であること。
- (3) 情報漏洩防止のための情報セキュリティ対策（24時間365日監視体制）が施されていること。
- (4) 無停電電源装置及び非常用発電装置が完備されていること。
- (5) 自家発電装置は24時間以上の無給運転が可能であること。
- (6) データセンターのサーバールームへの入退室は、24時間管理されていること。
- (7) データセンターへの入室は、認証システム等により管理されていること。
- (8) 料金システムのサーバーは、受託者が用意するデータセンター内に設置すること。また、本委託専用のサーバーを用意することとし、本委託業務以外との共用は不可とする。なお、ハードディスクは、万が一故障が発生しても運用が止まらない仕組みを構築すること。
- (9) 不測の事態に備え、データセンター等にデータバックアップが可能な環境を整え、定期的にデータのバックアップを行うこと。また、データセンターのサーバー故障及び通信障害の際にも、予備用サーバーによる運用が可能であるなど、柔軟に対応可能な環境とすること。

#### 第7条 通信回線及びセキュリティ対策

- (1) データセンターへの接続回線は、LGWAN-ASP回線を利用すること。
- (2) サーバー等の機器類には、コンピューターウイルス感染防止策、ハッカーなどからの侵入防止策等を講じ、ウイルス定義ファイル、パターンファイル等は、常に最新の状態を保つこと。
- (3) データセンター等に設置するサーバーのネットワークは、外部アクセス対策及びウイルス対策を十分に施し、また、業務従事者によるハッキング、不正使用等の違法行為がないよう管理監督をすること。また、専用のネットワーク機器を使用し、インターネット及び外部のネットワークに接続できないこと。

## 第8条 保守及び支援要件

### (1) ハードウェア保守

- ① 導入後最低5年間の保守を実施すること。
- ② ハードディスクの障害時には、セキュリティに配慮した対応を行うこと。

### (2) 機器等の搬入、据え付け、事前設定、調整、打ち合わせ

- ① 機器等の搬入、据え付け、事前設定、調整は、納入期限までに行うこと。
- ② 機器等の搬入場所は、第2条で定めた場所とし、詳細な搬入場所は、市が指示する場所とする。
- ③ 機器等の設置場所及び搬入場所への入退室は、当市担当者の承諾を得なければならない。

### (3) 納入後の支援

- ① 動作確認時に発生する軽微な障害（ソフトウェアを含む）についても速やかに対応すること。
- ② 通信障害等の不慮の事態が発生し、復旧に長時間を要する場合には、代替機器等を用意し、業務に支障がないよう努めること。

## 第9条 資料の取扱い

本業務を実施するにあたり、市が必要と認める関係資料を所定の手続きによって受託者に貸与するものとする。受託者は、貸与された資料を忘失、破損しないよう、その取扱いに注意しなければならない。また、受託者は、貸与された資料を作業完了後直ちに市へ返却するものとし、当該資料を複製、複写してはならない。

## 第10条 守秘義務

本仕様書に基づくすべての作業において、受託者が知り得た情報（業務に関する事項及び付随する事項）及び当市が提供した業務上の情報を、指定する者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。第三者に開示することが必要な場合は、事前に当市の承諾を得なければならない。また、受託者はセキュリティ対策及び個人情報保護の重要性を認識し、当市の定めるセキュリティポリシーを遵守しなければならない。なお、業務終了後も同様とする。

## 第11条 その他

### (1) 協議・協力

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により定める。また、受託者は、本仕様書に記載されていない細部の事項について、市の指示がない場合であっても、当然なされなければならない事項については、これを省略してはならない。

### (2) 導入後の支障対応

本物件の導入後、各種システム及び関連するネットワーク上で動作するものに予期せぬ支障が発生した場合、受託者の負担にて調査、問題解決等にあたること。

### (3) 機器の変更

本契約後、導入時期までに機器等に変更があった場合は、市と協議のうえ同程度以上の機器に変更できるものとする。

### (4) その他作業

本仕様書に記載がなくても、一般的に必要な作業等については、受託者の負担により提供すること。